

件名	愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例
主管課	人権対策課
根拠法令等	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>いじめ防止対策推進法の施行（H25.9.28）に伴い、県立学校及び私立学校において、いじめによる重大事態が発生した場合の学校や学校の設置者から知事への調査報告結果について、知事が重大事態への対処又は同様の事態の発生防止のために再調査が必要と判断した場合に、再調査を行う附属機関を設置するため、愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する。</p> <p>○ 愛媛県執行機関の附属機関設置条例の別表に、「愛媛県いじめ問題再調査委員会」を追加する。</p>	
施行日	平成26年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>いじめ防止対策推進法の概要</p> <p>いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの定義</li> <li>・ いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等</li> <li>・ 国、地方公共団体及び学校の各主体によるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定</li> <li>・ 地方公共団体における関係機関によるいじめ問題対策連絡協議会の設置</li> <li>・ 学校設置者、学校、国及び地方公共団体におけるいじめ防止のための基本的施策、いじめの防止等に関する措置</li> <li>・ 学校設置者又は学校による重大事態への対処、事実関係を明確にするための調査の実施</li> <li>・ 地方公共団体の長等に対する重大事態の発生報告、地方公共団体の長等による再調査</li> <li>・ 地方公共団体の長等による再調査の結果を踏まえた重大事態への対処又は同種の事態発生防止のための必要な措置の実施</li> </ul> <p>等</p>	